

# 福島県知事選挙投票立会人の募集について

村選挙管理委員会では、福島県知事選挙における投票立会人と期日前投票立会人を募集します。

## ◆立会人とは

投票立会人とは、投票所で実際に投票に立ち会うことで、選挙が公正確実に行われているかどうかをチェックする人のことです。

## ◆主な仕事の内容

- ・投票所および投票箱の開閉に立ち会うこと
- ・選挙人と選挙名簿との照合に立ち会うこと
- ・選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと
- ・投票録へ署名すること

## ◆応募資格

次のすべての要件を満たしている方

1. 平田村内に住所を有していること
2. 平田村の選挙人名簿に登録があり、満18歳以上の日本国民で、3カ月以上の平田村在住者であること
3. 平田村暴力団排除条例第2条第3号に該当していないこと

## ◆立会日時と場所(予定)

1. 期日前投票(平田村役場)  
令和8年10月9日(金)から令和8年10月24日(土)  
午前8時30分から午後8時まで  
※期日前投票の期間は、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日となります。  
期間中の都合の良い日を選んで、立ち合いをお願いします。
2. 投票日当日(各投票所)  
令和8年10月25日(日)午前7時から午後6時まで

## 【注意】

- ・当日は休憩時間も含めて、原則投票所から離れることはできません。
- ・原則、投票日当日は、お住いの投票区の投票所での立会いをお願いしたいと考えていますが、応募状況や本人の意向等により立会場所の調整をします。

## ◆報酬

1. 期日前投票 1日 10,900円
  2. 投票日当日 1日 12,400円
- ※交通費込み。上記金額から所得税を控除した金額を後日指定口座にお振込みします。

## ◆申し込み方法

届出書を郵送もしくは選挙管理委員会窓口(総務課)へ直接提出してください。

届出書は平田村公式ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会窓口(総務課)で受け取ってください。

提出先 〒963-8292 平田村大字永田字切田116  
平田村選挙管理委員会事務局 宛て

## ◆募集期間

令和8年7月1日(水)から令和8年9月1日(火)まで

## ◆応募から立会いまでの流れ

1. 応募  
上記「申し込み方法」に記載のとおりお申込みください
2. 投票立会人名簿登録  
村選挙管理委員会で応募内容を審査した後、投票立会人名簿に登録されます
3. 選任  
選挙の投票日が確定した後(投票日の約1ヵ月程度前)、村選挙管理委員会事務局から名簿登録者に日程調整の連絡を行い、選任します。  
選任された方には選任書と連絡事項等を書類にて送付いたします

## 【注意】

- ・投票立会人として正式に選任された場合には、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、**立会人を辞職することはできません**(公職選挙法第38条第5項)。万が一、やむを得ない理由に該当し、**立会いができなくなった際には、速やかに村選挙管理委員会事務局に(病気の際には、無理をせずに)ご連絡ください。**
  - ・名簿登録されていても、応募状況等により立会いをお願いしないこともありますので、あらかじめご了承ください。
4. 当日立会い  
投票開始時間の約15分前に投票所に集合していただきます。詳細につきましては選任時にご連絡いたします。

平田村選挙管理委員会事務局 ☎55-3111

## お盆期間のし尿等汲取に係る取扱いについて

### 石川地方生活環境施設組合からのお知らせ

今年度も昨年度同様、申込期間を設けず通常通りの受付となります。お盆期間の汲取に係る取扱いについては、下記のとおりとなりますので**石川地方生活環境施設組合への申込**をお願いいたします。

お盆期間の汲取業務について	
休業期間	8月13日(木)～16日(日)
備考	汲取の申込期間は特に設けておりませんので、お早めにお申し込みください。
	汲取日時の指定はできません。
	受付時間 月曜日～金曜日(土日祝日を除く) 8:40～17:00
申込先 石川地方生活環境施設組合 電話 0247-26-2784	